

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第121号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成31年4月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇に係る太陽光発電に関する申請から完了までの経緯経過が分かる書類全部（事業に関して、盛土調査及び、苦情等を含む）境界確定及び公図・写真を含む」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成31年4月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書を保有しておらず、文書が不存在である」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和元年5月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

令和元年9月5日、実施機関は、審査請求人に対し審査請求書の補正を求めたところ、同月11日に審査請求書の補正がされた。

#### 4 諮問

令和2年1月27日（同月29日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び補正書によると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

あるべき書類をインペイする行為は（太陽光発電）に関する申請書類を出せ。

〇〇の産パイ事件で裁判した中で（H 1 3 年）結審した S 4 3 年度のあるべき書類（判決文）がある中で、撤去処分を毎年督促している。いまだあるべき書類（通達に至る証拠関係）を出せ。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- （1）平成 3 1 年 4 月 1 2 日付けで審査請求人から出された「〇〇に係る太陽光発電に関する申請から完了までの経緯経過が分かる書類全部（事業に関して、盛土調査及び、苦情等を含む）境界確定及び、公図・写真を含む」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象公文書を「〇〇の区域内における太陽光発電設備の設置に係る申請から当該工事の完了までに至る関係書類」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- （2）まず、徳島県行政組織規則（昭和 4 2 年徳島県規則第 1 5 号）において、総合県民局保健福祉環境部の分掌事務の中に局内の「廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関すること」が規定され、阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の処理に係る申請に対する処分は、南部総合県民局保健福祉環境部（以下「保健福祉環境部（阿南）」という。）が行うものとなっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく当該権限は保健福祉環境部（阿南）が有しているため、環境指導課においては、阿南市における産業廃棄物の処理に係る法の施行は行っておらず、管轄外の施行事務の対象となる案件につき、特段、文書の作成を行っていない。
- （3）確かに、環境指導課の分掌事務としては、「法の施行に関すること」と規定されており、環境指導課は、法の制度所管課として保健福祉環境部（阿南）や他の実施機関から協議を求められる場合もある。しかし、環境指導課は当該案件につき保健福祉環境部（阿南）や他の実施機関と協議し文書の作成を行っていない。
- （4）次に、港湾法又は河川法に基づき、また、施設管理権に基づく、港湾管理者又は河川管理者による取組みとの関連において、南部総合県民局県土整備部が当該区域を専属的に管理している。しかし、環境指導課は当該区域の管理に係る権限を有しておらず、このことについて関知していないため、当該区域の形質変更や県有施設の境界確定に関する書類を保有していない。
- （5）さらに、法の対象となる「廃棄物」は、法第 2 条第 1 項で「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性及びこれによって汚染された物を除く。）という」とされている。そして、旧厚生省通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について（昭和 4 6 年 1 0 月 16 日環整第 4 3 号）」で、「土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるものは、法の対象となる廃棄物でない」とされ、本県における土砂等に係る法の施行は、当該通知に沿って運用・解釈してきたとこ

ろである。

- (6) 今般公開請求のあった公文書の内容が〇〇の区域内における「太陽光発電」という事柄であるところ、当該区域内の太陽光発電設備の設置に関し、相互関連性を有するものとして法の制度所管課が当該関係情報を保有し、その保有する公文書を公開していないと審査請求人は思料しているものと考えられるが、上述のとおり、そうした事実はないことから、環境指導課はこの件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (7) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                    | 内 容 |
|--------------------------|-----|
| 令和2年1月29日                | 諮問  |
| 令和6年10月25日<br>第2部会（第16回） | 審議  |
| 令和6年11月28日<br>第2部会（第17回） | 審議  |

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件事案の審査対象について

阿南市、那賀郡及び海部郡における産業廃棄物の処理に係る申請に対する処分は、保健福祉環境部（阿南）が行うものとなっており、実施機関においては、阿南市における産業廃棄物の処理に係る法の施行は行っておらず、管轄外の施行事務の対象となる案件につき、特段、文書の作成を行っていないと主張しているため、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象公文書の保有の有無について

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）別表第7総合県民局の分掌事務において、廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関する事務については、保健福祉環境部の分掌事務とされており、環境管理課が所掌していないことが認められる。しかしながら、法の制度所管課であることから、法の施行に関する事務について、保健福祉環境部（阿南）の協議や検討等に関与する可能性はある。

環境指導課は弁明書にて、当該箇所に関する産業廃棄物の不法投棄事案について、

環境指導課は保健福祉環境部（阿南）から協議を受けていないため、協議文書の取得又は協議内容についての報告書の作成は行っていないと主張している。

環境指導課は保健福祉環境部（阿南）からの協議がない場合においても、制度所管課として直接対応すべき事情がある場合には何らかの対応をする可能性もあるが、そのような特段の事情は認められない。

さらに、当該区域の管理に関する事柄は港湾法や河川法に基づき、また、施設管理権に基づく、港湾管理者又は河川管理者による取組みとの関連において、南部総合県民局県土整備部が当該区域を専属的に管理しており、環境指導課はこれらの管理に係る権限を有していない。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

| 氏 名    | 職 業 等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 綾野 隆文  | 弁護士                  |     |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 部会長 |
| 谷 風雲   | 弁護士                  |     |
| 榊本 久実  | 税理士                  |     |